

北陸信越運輸局報

第 404 号

平成26年 5月 1日(木曜日)
(毎月3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話 (025) 285-9000
FAX (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目次

公示	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請許可等	・・・1ページ
行政処分	△自動車分解整備事業者に対する行政処分(平成26年4月分)	・・・2ページ

○ 公 示

公示第7号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称(住所並びに代表者の氏名省略)
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年4月25日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称	運賃ブロック	事案の種類	事案の概要							
				運賃の種類及び料金	車種区分	現行	申請				
26旅第1号	有限会社能登交通	石川県石川地区	距離制運賃 初乗距離 短縮	距離制運賃	初乗運賃	1.5 kmまで	680 円	初乗運賃	1229 kmまで	670 円	
					特定大型車	初乗運賃	1.5 km以降		初乗運賃	1229 km以降	
						加算運賃	274 mごとに	100 円	加算運賃	229 mごとに	100 円
						初乗運賃	1.5 kmまで	630 円	初乗運賃	1214 kmまで	620 円
					大 型 車	初乗運賃	1.5 km以降		初乗運賃	1214 km以降	
						加算運賃	209 mごとに	100 円	加算運賃	244 mごとに	100 円
						初乗運賃	1.5 kmまで	570 円	初乗運賃	1230 kmまで	570 円
					中 型 車	初乗運賃	1.5 km以降		初乗運賃	1230 km以降	
						加算運賃	274 mごとに	80 円	加算運賃	228 mごとに	80 円
						初乗運賃	1.5 kmまで	560 円	初乗運賃	1194 kmまで	560 円
					小 型 車	初乗運賃	1.5 km以降		初乗運賃	1194 km以降	
						加算運賃	312 mごとに	80 円	加算運賃	264 mごとに	80 円
				初乗運賃		1.5 kmまで	80 円	初乗運賃	264 mまで	80 円	
				大 型 車	1分45秒について	100 円	1分30秒について	100 円			
				中 型 車	1分40秒について	80 円	1分25秒について	80 円			
				小 型 車	1分55秒について	80 円	1分40秒について	80 円			

○ 行政処分

■自動車分解整備事業者に対する行政処分（平成26年4月分）

（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成26年 4月14日	株式会社五泉自動車学校	株式会社五泉自動車学校	自動車分解整備事業の取消し	自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したにもかかわらず届出を行わなかった。
	新潟県五泉市大字今泉83番地	新潟県五泉市大字今泉字天王原270の1	道路運送車両法第81条第2項	

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成26年 4月14日	有限会社スガハラモーター	有限会社スガハラモーター	自動車分解整備事業の取消し	自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したにもかかわらず届出を行わなかった。
	新潟県新潟市中央区女池神明2丁目4番10号	新潟県新潟市中央区女池神明2丁目4番10号	道路運送車両法第81条第2項	